

## 県有スポーツ施設における使用料減免制度について

次に該当する場合は使用料が全額免除となります。

この他にもスポーツの全国大会や東北規模の大会等で施設を使用する際も秋田県が認める場合には、減免の対象となることがありますので、詳細は各施設にお問い合わせをお願いします。

- 県内の幼稚園(保育所)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校が教育課程(保育計画)に基づき当該校(園)の教員(保育士)引率のもとに学習するために使用する場合
  
- 障害者等で次に該当する者が使用する場合
  - ア 身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - ウ 療育手帳の交付を受けている者
  - エ 前各号の身体障害者等の介護を行う者

## 各種障害者手帳で受けられる主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H25.12.1 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
秋田県立総合プール	秋田県立総合プール	○	○	○	施設使用料無料(個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立野球場	秋田県立野球場	○	○	○	施設使用料無料 使用料の免除にかかる手続きは、使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立向浜運動広場	秋田県立向浜運動広場	○	○	○	施設使用料無料 使用料の免除にかかる手続きは、使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立スケート場	秋田県立スケート場	○	○	○	施設使用料無料(滑走料免除の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 滑走料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立総合射撃場	秋田県立総合射撃場	○	○	○	施設使用料無料(個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること
秋田県立武道館	秋田県立武道館	○	○	○	施設使用料無料(個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立体育館	秋田県立体育館	○	○	○	施設使用料無料(個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により3人以上必要な場合は必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること